



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

1162	平成24年度地籍調査事業計画の一部変更	(地域政策課).....	1
1163	特定非営利活動法人の設立認証の申請	(県民生活課).....	2
1164	特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(").....	2
1165	大規模小売店舗立地法による湯浅町から聴取した意見の概要	(商工振興課).....	3
1166	公共測量の実施	(技術調査課).....	3
1167	道路の区域変更	(道路保全課).....	3
1168	道路の供用開始	(").....	4
1169	道路の区域変更	(").....	4
1170	道路の供用開始	(").....	5
1171	道路の区域変更	(").....	5
1172	道路の供用開始	(").....	5
1173	道路の区域変更	(").....	6
1174	道路の供用開始	(").....	6

○ 教育委員会告示

4	平成25年度和歌山県立中学校入学者募集要項	6
---	-----------------------	-------	---

○ 公告

	入札公告	(総務事務集中課).....	6
--	------	----------------	---

告 示

和歌山県告示第1162号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の3第2項の規定により定めた平成24年度地籍調査事業計画(平成24年和歌山県告示第388号)の一部を、次のとおり変更した。

平成24年10月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

項 目		変 更 前	変 更 後
調 査 地 域	郡 市 名	有田市	有田市
	町 村 名		
	調査地域名	山田原の一部 千田の一部 初島町里の一部	山田原の一部 千田の一部 初島町里の一部 新堂の一部 星尾の一部
	郡 市 名	岩出市	岩出市
	町 村 名		
	調査地域名	西野の一部 野上野の一部	西野の一部 野上野の一部

	曾屋 金屋 中迫の一部 畑毛 山の一部	曾屋 金屋 中迫の一部 畑毛 山の一部 荊本 紀泉台
郡市名	東牟婁郡	東牟婁郡
町村名	古座川町	古座川町
調査地域名	大川の一部	大川の一部 鶴川の一部 佐田の一部 添野川の一部

和歌山県告示第1163号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成24年11月12日まで縦覧に供する。

平成24年10月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 申請年月日

平成24年9月12日

2 名称

特定非営利活動法人かつらぎフルーツ王国振興公社

3 代表者の氏名

池田国夫

4 主たる事務所の所在地

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町2160番地

5 定款に記載された目的

この法人は、地域資源や観光資源を活用し、地域経済の発展と地域の活性化を図るとともに、雇用の確保を行い、もって住民の生活文化の向上と町の活性化に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第1164号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成24年11月13日まで縦覧に供する。

平成24年10月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 申請年月日

平成24年9月13日

2 名称

特定非営利活動法人自然回復を試みる会ビオトープ孟子

3 代表者の氏名

北原敏秀

- 4 主たる事務所の所在地
和歌山県海南市高津1082番地
- 5 定款に記載された目的

この法人は一般市民に対して、海南市孟子にトンボ池、その他のビオトープを造り、自然界における動物（主として昆虫）と植物の調査・研究と自然と人間が共生できる自然環境の保全に関する事業を行い、自然回復を試みるために文化並びに自然愛護の思想の普及・高揚を図るとともに、自然環境を守る後継者育成に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第1165号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により湯浅町から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成24年10月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）松源湯浅店
和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅字走上り1641-1 他15筆

2 意見の概要

(1) 排水設備に関する意見

新規店舗においては、周辺の環境を守る事業所として、貴社が提出いただいた松源湯浅店排水処理計画書に準じて、廃油等は産業廃棄物として処理する等の必要な措置を行ってください。店舗の排水に十分な配慮の上、浄化槽、油水分離層及びグリストラップの管理に留意して下さい。

(2) 交通に関する意見

新店舗と平面駐車場の間にある町道114号は町民の生活道路となっており、車や自転車等の往来があります。店舗を利用する自動車・歩行者と、町道114号を使用する自動車・歩行者の事故等の発生を防ぐための対策を講じるよう要請します。

3 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山県有田振興局地域振興部企画産業課（有田郡湯浅町湯浅2355-1）
湯浅町産業観光課（有田郡湯浅町湯浅1055-9）

4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 平成24年10月2日から平成24年11月2日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1166号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき紀の川市土地開発公社理事長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成24年10月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量・確定測量）
- 2 作業期間 平成24年9月3日から平成24年10月31日まで
- 3 作業地域 紀の川市（北勢田一部）

和歌山県告示第1167号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年10月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 370号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
海草郡紀美野町動木字曲谷82番1地先から同町動木字下墓尾100番1地先まで	旧	6.00 } 11.15	80.00	
海草郡紀美野町動木字曲谷77番地先から同町動木字下墓尾108番1地先まで	旧	6.00 } 10.90	115.11	
同上	新	6.07 } 16.01	115.11	

和歌山県告示第1168号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年10月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 一般国道

路線名 370号

供用開始の区間 海草郡紀美野町動木字曲谷77番地先から同町動木字下墓尾108番1地先まで

供用開始の期日 平成24年10月2日

和歌山県告示第1169号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年10月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 370号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
海草郡紀美野町神野市場字神原				

11番6地先から同町神野市場字 神原11番5地先まで	旧	13.90	20.05	
海草郡紀美野町神野市場字神原 11番6地先から同町神野市場字 神原11番7地先まで	新	16.14 } 21.60	38.20	

和歌山県告示第1170号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年10月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 370号

供用開始の区間 海草郡紀美野町神野市場字神原11番6地先から同町神野市場字神原11番7地先まで

供用開始の期日 平成24年10月2日

和歌山県告示第1171号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年10月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 370号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
海南市重根字新出前363番1地先 から同市重根字新出前348番2地 先まで	旧	8.54 } 10.10	210.00	
同上	新	20.04 } 26.61	210.00	

和歌山県告示第1172号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年10月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 370号

供用開始の区間 海南市重根字新出前363番1地先から同市重根字新出前348番2地先まで

供用開始の期日 平成24年10月2日

和歌山県告示第1173号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年10月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 岩出海南線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
海南市岡田字上道ノ内866番地先から同市岡田字上道ノ内860番地先まで	旧	6.43 } 6.97	54.20	
同上	新	11.61 } 11.94	54.20	

和歌山県告示第1174号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年10月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 岩出海南線

供用開始の区間 海南市岡田字上道ノ内866番地先から同市岡田字上道ノ内860番地先まで

供用開始の期日 平成24年10月2日

教育委員会告示**和歌山県教育委員会告示第4号**

平成25年度和歌山県立中学校入学者募集要項を定めたので、その関係書類を和歌山県教育庁学校教育局学校指導課、各教育支援事務所及び各県立中学校に備え置いて縦覧に供する。

平成24年10月2日

和歌山県教育委員会委員長 山 下 郁 夫

公 告**入 札 公 告**

物品の調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。

以下「自治法令」という。)第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定に基づき公告する。

平成24年10月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達年度及び調達案件番号

平成24年度 調達案件番号20120004626号

(2) 調達案件名

道路保全課 道路維持作業車(路面清掃車(ロードスィーパー))

(3) 調達物品の名称及び数量

道路維持作業車(路面清掃車(ロードスィーパー)) 1台

(4) 調達物品の特質等

入札説明書による。

(5) 納入期限

平成25年3月29日(金)

(6) 納入場所

和歌山県那賀振興局建設部 総務調整課(岩出市高塚209)

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成24年和歌山県告示第340号)の規定に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査を受け、入札参加資格を有すると認められ、競争入札参加有資格者名簿の営業種目「自動車」に登載されている者であること。

また、この一般競争入札に関して新たに入札参加資格の申請をする場合には、入札説明書により必要な申請を行うこと。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県会計局総務事務集中課

(2) 期間

平成24年10月2日(火)から同年11月6日(火)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで

4 入札説明書を交付する場所及び期間

(1) 場所

3の(1)に同じ。

(2) 期間

3の(2)に同じ。

5 一般競争入札の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の場所及び日時

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県会計局総務事務集中課入札室(本館2階)

イ 入札日時

平成24年11月13日(火)午前10時から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) 前号の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により平成24年11月12日（月）午後5時までに和歌山県会計局総務事務集中課に必着するように行わなければならない。

6 電子入札

この入札は、書面による入札及び開札手続のほか、県が使用する電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札（以下「電子入札」という。）及びその開札手続により行うものとし、この場合の入札の日時及び開札日時等は以下のとおりとする。

(1) 電子入札は、平成24年11月12日（月）午前9時から同月13日（火）午前9時45分までに行うこと。

(2) 開札日時及び場所

5の（1）に同じ。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額で入札すること。

8 入札保証金に関する事項

入札保証金は、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第87条第4号の規定により免除とする。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

11 落札者の決定の方法

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札において、入札者が立ち会わない場合（当該入札者が電子入札を行った場合を除く。）には、当該入札事務に関係のない和歌山県会計局総務事務集中課の職員を立ち合わせるものとする。

(3) 和歌山県財務規則第102条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県会計局総務事務集中課の職員にくじを引かせるものとする。ただし、同価の入札をした者の中に電子入札をした者がいる場合には、その者について別に定める方法によりくじを引くことができるものとする。

- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (6) 再度の入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所以外に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 その他

- (1) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

ア 名称

和歌山県会計局総務事務集中課

イ 所在地

郵便番号 640-8585

和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-2294

ファクシミリ番号 073-441-2288

- (2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (3) 契約書作成の要否

要

- (4) 契約の締結における議会の議決の要否

否

- (5) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達物品についての調達手続の停止等があり得る。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :

Road sweeper : 1

- (2) Time limit for tender : 10:00 a.m. 13 November 2012

- (3) Contact point for the notice : Business Center Division,

Accounting Bureau, Wakayama Prefectural Government, 1-1 Komatsubara-dori, Wakayama City,
Japan 640-8585

TEL 073-441-2294